

※該当部分抜粋

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第一条、附則第二項関係） 一 （略） 二 次に掲げる職員 イ （略） ロ 自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生〔防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。〕並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ハ ト （略） 三 （略）	別表第一（第一条、附則第二項関係） 一 （略） 二 次に掲げる職員 イ （略） ロ 自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒 ハ ト （略） 三 （略）

※該当部分抜粋

○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（交流派遣除外職員） 第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 （略） 三 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。） 四〃九 （略）	（交流派遣除外職員） 第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 （略） 三 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。） 四〃九 （略）